

かみすファミリーサポートセンター
会 則

平成26年4月

神栖市かみすファミリーサポートセンター

神栖市かみすファミリーサポートセンター会則

(名 称)

第1条 本会は「神栖市かみすファミリー・サポート・センター（以下「センター）」という。

(取扱手続)

第2条 この会則に定めるもののほか、取扱事務手続について必要な事項は、神栖市かみすファミリーサポートセンター事業実施要項(平成18年神栖市告示第20号)（以下「要項」という）の例により処理するものとする。

(目 的)

第3条 センターは、地域において子育てに関する援助を受けたい者（以下「利用者」という。）と、子育てに関する援助を行いたい者（以下「子育てサポーター」という。）を会員として組織し、会員相互の援助活動を行うことを通して、以下の環境づくりを目指すことを目的とする。

- ①子どもの健やかな育ちが守られる社会
- ②子育てと仕事や生活の両立を支える社会
- ③子育てに関し、様々な市民が繋がり、支え合う社会

(理 念)

第4条 センターは、全ての会員が子どもの安全と福祉の確保、健全な育成の推進を最優先し、また会員同士が互いの立場を尊重し、誠実に活動することを理念とする。

(活動内容)

第5条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
 - (2) 会員相互の援助活動の調整に関する業務
 - (3) 会員に対して会員相互の援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等に関する業務
 - (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会に関する業務
 - (5) センターの広報に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務
- 2 前項の業務を行うため、センターの事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(コーディネーター)

第6条 センターの円滑な運営のため、事務局にコーディネーターを置くものとする。

2 コーディネーターは、前条に規定する業務に関する事務を処理する。

3 コーディネーターは、援助活動の調整に関する業務を行ったときは、調整内容及び結果を記録するものとする。

(対象者)

第7条 相互援助活動の対象者は、2ヶ月から概ね18歳以下までの児童とする。

(相互援助活動)

第8条 援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育所(園)、幼稚園、児童クラブその他これに類する施設(以下「保育施設等」という。)の開始前又は終了後に児童を預かること。

(2) 保育施設等までの児童の送迎を行うこと。

(3) 保育施設等が休みのときに、児童を預かること。

(4) 児童の軽度の病気、親等が病気の場合等、臨時的又は突発的に児童を預かること。

(5) その他会員間で行う育児に係る援助活動としてふさわしいもの

2 援助活動は、子育てサポーターの自宅又は児童館等(神栖市女性・子どもセンター並びに神栖市児童厚生施設の設置及び管理に関する条例(平成9年神栖町条例第5号)第3条の表に掲げる児童センター及び児童館をいう。)において実施するものとする。ただし、会員間で合意がある場合は、この限りでない。

3 前項の場合において児童館等で実施する援助活動は、当該児童館等の開館時間内とする。

4 児童の宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

5 相互援助活動を行う時間は、曜日に関わらず、原則として6時から22時までとし、7時から19時までを標準時間、6時から7時及び19時から22時までを標準時間外とする。

(入会)

第9条 センターに入会しようとする者は、要項に定める入会申込書(様式第1号又は様式第1号の2)を事務局に提出しなければならない。

2 会員は、利用者又は子育てサポーターのいずれか若しくは両方に登録することができる。

3 事務局は、次条の会員資格及び申込書の内容が適切であると認められる場合は、子育てサポーターの申込者に対し、要項に定めるかみすファミリーサポートセンター子育てサポーター会員証(様式第2号)を発行する。

- 4 子育てサポーターは、会員証を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、要項に定めるかみすファミリーサポートセンター会員証再発行申請書（様式第2号の2）により会員証の再発行を申請することができる。
- 5 会員登録の更新は、自動継続とする。
- 6 入会及び登録についての費用は、無料とする。

（会員資格）

- 第10条 会員は、利用者若しくは子育てサポーター又は両者を兼ねる者であって、市長の承認を受けたものとする。
- 2 利用者は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - （1）市内に居住し、又は勤務していること。
 - （2）利用者の子がおおむね生後2か月以上の児童であること。
 - 3 子育てサポーターは次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
 - （1）市内に居住していること。
 - （2）センターの実施する基礎研修を終了した者。ただし、保育士、看護師等の有資格者及び市長が特に受講を要しないと認めた者はこの限りでない。
 - （3）心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
 - （4）センターの実施する研修会その他関係行事等に参加することができること。
 - 4 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - （1）援助活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。退会した後も、同様とする。
 - （2）会員の地位を利用して政治活動、宗教活動等を行ってはならない。
 - （3）援助活動において、営利等を目的とする行為を行ってはならない。
 - （4）その他センターの目的に反した行為を行ってはならない。

（退 会）

- 第11条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届（様式第3号）を提出しなければならない。ただし自動退会の場合はこの限りでない。
- 2 子育てサポーターは、退会に際しては、子育てサポーター会員証をセンターに返還しなければならない。
 - 3 利用者が、退会に際し、報酬等について未払い金がある場合は、直ちにこれを子育てサポーターに支払わなければならない。
 - 4 センターは、相互援助活動、その他センターの運営に関し、不適切と認める会員を強制的に退会させることができる。
 - 5 センターは、子育てサポーターが、一定期間援助活動ができない場合は、申し出により休会扱いとすることもできる。利用者については、利用履歴がないまま7年以上

経過した場合は自動的に退会となる。

(援助活動の実施方法)

- 第12条 利用者は、援助活動を受けようとするときは、事務局に申し込むものとする。
- 2 利用者からの援助の申込みを受けたときは、コーディネーターは、利用者が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、子育てサポーターとの調整を行うものとする。
 - 3 コーディネーターは、必要に応じて援助活動開始前に利用者及び子育てサポーター、関係機関等との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について十分協議するものとする。
 - 4 子育てサポーターは、援助活動を実施したときは、要項に定める子育てサポーター援助活動記録（様式第4号。以下「援助活動記録」という。）に活動の内容を記載し、利用者の確認を受けなければならない。

(利用者の遵守事項)

- 第13条 利用者は、子育てサポーターに対し、前条で決定された援助内容以外の援助を要求してはならない。
- 2 利用者は、援助活動の内容に変更が生じた場合は、速やかに子育てサポーターに連絡をしなければならない。
 - 3 利用者は、援助活動の終了後、子育てサポーターに対して、別に定める利用料金等を支払わなければならない。
 - 4 前項の利用料金等は、原則として援助活動が終了する度に支払うものとする。ただし事前に両会員間で合意がある場合はこの限りでない。
 - 5 利用者は、援助の実施に当たり、児童が器材、消耗品、食料等を必要とする場合は、事前にそれらを用意した上で、子育てサポーターに預けるものとする。ただし、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前に両会員間で合意のある場合は、この限りではない。
 - 6 利用者は、援助活動の実施に当たり、必要に応じ児童の通う保育施設や学校等に、本サポーターの利用について事前に連絡をしなければならず、その不備により援助活動が行われなかった場合は、利用者の責任とする。

(子育てサポーターの遵守事項)

- 第14条 子育てサポーターは、児童に対し、第12条で決定された援助内容以外の援助を行ってはならない。
- 2 子育てサポーターは、やむを得ない事情等により、決定された援助内容以外の援助を行う場合、予め利用者及び事務局に連絡を行い、必要な指示を仰ぐものとする。
 - 3 子育てサポーターは、援助活動の内容にかかわらず、利用者に対し、別に定める利

用料金等以外の金品を要求してはならない。

- 4 子育てサポーターは、援助の実施に当たり、児童が器材、消耗品、食料等を必要とする場合は、原則として事前に利用者に用意してもらう。ただし、不測の事態などやむを得ない事情があった場合は、この限りではない。
- 5 子育てサポーターは、援助活動を行う際は、会員証を携行する。
- 6 子育てサポーターは、自動車による送迎を行う場合、その自動車保険証券の写しをセンターに提出しなければならない。また保険の更新時も同様とする。
- 7 子育てサポーターは、児童の健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めなければならない。
- 8 子育てサポーターは、援助活動中に児童が病気や怪我を発症した場合は、速やかに利用者に連絡をし、必要な対応を取らなければならない。
- 9 子育てサポーターは、相互援助活動中に事故やトラブルが発生した場合は、速やかに警察や消防等、関係機関に連絡の上必要な対応をとるとともに、利用者及び事務局へ速やかに連絡をしなければならない。
- 10 子育てサポーターは、相互援助活動中に発生した事故やトラブルについて、後日警察や消防などから捜査等の協力依頼があった場合は、協力しなければならない。
- 11 前項までの規定のほか、子育てサポーターは、援助活動中に不測の事態が発生した場合は、児童の生命、安全を第一に優先し、必要な行動を取るとともに、その後の対応にあっても誠意をもって対応しなければならない。

（自家用車の使用）

- 第15条 送迎は、原則徒歩及び公共交通手段を利用する。ただし、「預かり活動」が加わり、利用者・子育てサポーター相互の了解が得られた場合は、送迎に子育てサポーターの自家用車を使用することができる。
- 2 自家用車で送迎を希望する利用者は、事故の損害に対して「ファミリーサポートセンター補償保険」及び子育てサポーターが加入する「自動車保険」の補償範囲を超えた請求行為及び異議申立は一切しないという誓約書に署名捺印し、万が一の事故等に対してはこの誓約書に従うものとする。

（相互援助活動のキャンセル）

- 第16条 利用者又は子育てサポーターは、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかに相手会員及び事務局に連絡をする。
- 2 子育てサポーターがキャンセルした場合、事務局は速やかに代替の子育てサポーターを探し、新たな子育てサポーター及び利用者に連絡を行う。
 - 3 利用者が援助活動をキャンセルした場合のキャンセル料は、子育てサポーターへ連絡をした時間に合わせ、次のとおりとする。

① 援助活動前日までに連絡した場合	無料
② 援助活動当日に連絡した場合	1時間当たりの基本料金(利用時間が2時間未満の場合はその利用料金の半額とする)
③ 無断でキャンセルした場合	全額

4 前項までの規定について、キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生等、やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

(活動報告)

第17条 援助活動を行った子育てサポーターは、当日分の援助活動を要項に定める援助活動記録にまとめ、翌月5日までに事務局に提出しなければならない。

(会員研修)

第18条 センターは、会員が安全に、かつ安心して相互援助活動を行えるよう、子育てサポーターに対し研修を行う。

(活動保険)

第19条 会員は、相互援助活動によって生じた事故等の損害に備えるため、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

2 会員は、前項の補償保険の適用外の損害については、会員間において解決しなければならない。

3 第1項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

(補則)

第20条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は要項に定める。

付 則

(施行期日)

1 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

神栖市かみすファミリー・サポート・センター利用料金規程

(目 的)

第1条 神栖市かみすファミリー・サポート・センターの利用料金については、本規程のとおりとする。

(利用料金)

第2条 神栖市かみすファミリー・サポート・センター会則（以下「会則」という。）第13条に定める利用料金は、次のとおりとする

	時 間 帯	基 本 料 金
利用料金	7時から19時まで	1時間当たり 650円
	6時から7時まで及び19時から22時まで	1時間当たり 750円

2 サポートは、児童一人に対し一人のサポーターを基本とする。ただし、年齢等安全面を考慮した上で複数対応することもできる。その場合、兄弟姉妹は二人目からは半額となる。

(精 算)

第3条 利用料金は、原則として活動終了時にその都度、会員間で精算する。

(利用料金の計算方法)

第4条 最初の1時間までは活動時間が30分以上1時間未満の場合でも1時間に切り上げる。その後は30分ごとの加算とする。

(燃料代)

第5条 相互援助活動に当たり自動車を使用するときは、事前に利用者・子育てサポーター相互の了解を得るとともに、利用者は第2条に定める利用料金のほか、移動に要した距離1キロメートル当たり30円を支払う。

2 移動に要した距離の計算は、児童を乗せてから、降ろすところまでの距離とし、1キロメートル未満は切り上げる。

(公共交通機関)

第6条 子育てサポーターが、相互援助活動に当たり公共交通機関を利用するときは、利用者は子育てサポーターに対し、必要となった実費を支払う。

(支払いの特例)

第7条 第2条及び第5条から第6条までの支払いに当たり、月払いにするなど、会員間の合意がある場合は、第3条の規定は適用しない。

(補則)

第8条 本規程は、平成26年4月1日より実施する。

様式第1号（第7条関係）

かみすファミリーサポートセンター入会申込書（利用会員）

申込日	年 月 日		承認	承認・不承認	
退会日			受付番号		
ふりがな			生年月日	年 月 日	
氏名	男・女				
住所	〒		電話番号		
			携帯電話		
保護者	父	氏名	勤務先	連絡先	
	母	氏名	先	先	
就労状況	フルタイム 短時間 自営業 無職 産休中 その他（ ）				
家族構成	夫 妻 こども 人（ 歳・ 歳・ 歳・ 歳） 実父 実母 義父 義母 その他（ ）				

児童の状況 援助を依頼したい	児童名/ふりがな・性別	生年月日	保育所/幼稚園/学校名	アレルギー-体質等伝えたいこと
備考				
緊急連絡先※ 記入必須	連絡先名/続柄		電話番号	

上記のとおり、かみすファミリーサポートセンターへの入会を申し込みます。

年 月 日

氏名

神栖市長 様

様式第1号の2（第7条関係）

かみすファミリーサポートセンター入会申込書（子育てサポーター）

申込日	年 月 日	承認	承認・不承認	
退会日	年 月 日	受付番号		
ふりがな			生年月日	年 月 日
氏名	男・女		e-mail	
住所	〒		電話番号	
			連絡先	
資格免許等	保健師 看護師 保育士 栄養士 教諭（幼稚園・小学校・中学校・養護） その他（ ）			
就労状況	フルタイム 短時間 自営業 無職 その他（ ）			

活動できる日時	曜日	月・火・水・木・金・土・日	車での送迎	できる・できない
	時間帯	早朝 ・ 午前 ・ 午後 夕方 ・ 夜間	自宅 預かり	可 ・ （ ）のみ可 不可
ペット	いない ・ いる （ ）			
備考				
緊急連絡先 ※記入必須	連絡先名・続柄		電話番号	

上記のとおり、かみすファミリーサポートセンターへの入会を申し込みます。

年 月 日

氏名

神栖市長 様

様式第2号（第7条関係）

かみすファミリーサポートセンター子育てサポーター会員証

かみすファミリーサポートセンター 子育てサポーター会員証		
顔写真	登録No. _____	
	氏名 _____	
上記の者は、かみすファミリーサポート センターの会員であることを証明します。		
年	月	日
神栖市長		印

（裏面）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 援助活動の提供は、コーディネーターを通して行ってください。2 援助活動を行ったときは、「子育てサポーター援助活動記録」に記入し、利用者から確認の印を受けてください。3 援助活動により知り得た秘密を他人に漏らしてはいけません。4 援助活動の実施や報酬の授受については、センターの要項に従ってください。5 援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。6 援助活動中に事故が発生したときは、速やかにセンターに連絡してください。7 この会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。8 この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。9 退会するときは、必ず会員証をお返しくください。

縦 54mm 横 85mm

様式第2号の2（第7条関係）

年 月 日

神栖市長 様

かみすファミリーサポートセンター会員証再発行申請書

下記のとおり、サポートセンター会員証の再発行を申請します。

ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
入会年月日	年 月 日 登録 No.
会員証を 申請する理由	
連絡先	

神栖市長 様

会員番号

住 所

氏 名

かみすファミリーサポートセンター退会届

かみすファミリーサポートセンターを退会したいので届け出ます。

会員の種別	<input type="checkbox"/> 利用会員	<input type="checkbox"/> 子育てサポーター
退会年月日	年	月 日
退会の理由	

様式第4号（第10条関係）

子育てサポーター援助活動記録

1 援助実施日時 _____年 _____月 _____日（ _____ ）
_____時 _____分から _____時 _____分 _____時間

2 利用者 _____氏 名 _____

_____児童氏名 _____

3 援助内容

時間	事項	児童の様子
～		
～		
～		
～		
～		

（注）事項欄には、食事（ミルク）、おやつ、排泄、沐浴、睡眠、遊び等を記入してください。

4 利用料金等

利用料金 _____円

その他の実費 _____円

合計額 _____円

上記のとおり報告します。

登録No. _____氏名 _____印（子育てサポーター）

上記について確認しました。

登録No. _____氏名 _____印（利用者）